

新地方公会計モデルにおける資産評価実務手引（案）

- ◎ 地方行革新指針により、地方公共団体に対して、基準モデルもしくは総務省方式改訂モデルによる連結財務書類の整備を要請していますが、財務諸表作成に関する課題等を調査したところ、資産評価に関して基本原則のさらなる解説、資産評価事例の紹介を望む意見が多数寄せられたことから、「地方公会計の整備促進に関するワーキンググループ」ではWGでの議論を踏まえて、「新地方公会計モデルにおける資産評価実務手引」としてとりまとめることとしました。
- ◎ 本手引きは、新地方公会計制度研究会報告書及び新地方公会計制度実務研究会報告書を、事例を交えながらより具体的に解説したものです。

地方公会計の整備促進に関するワーキンググループ

## 【目次】

### 総 論

- 1 新地方公会計における資産評価の基本ルール
  - (1) 公正価値評価を採用した背景
  - (2) 初期評価と年度ごとの再評価（評価替え）を区別しよう
  - (3) 新地方公会計における資産評価の特徴
  - (4) 地方公共団体財政健全化法における土地等の評価との関係
  
- 2 基準モデルによる資産評価
  - (1) 開始時 B/S 作成時の評価
  - (2) 年度ごとの再評価及び償却
  
- 3 総務省方式改訂モデルによる資産評価
  - (1) 資産評価の段階的アプローチ  
売却可能資産の洗出しから再調達価額評価の拡大
  - (2) 売却可能資産の評価原則
  
- 4 新地方公会計モデルの資産評価のまとめ

## 各論（事務手順と実例）

- 1 まず庁内の体制を整えよう
- 2 次に固定資産台帳を整備しよう
- 3 売却可能資産の洗い出しと評価をしよう（総務省方式改訂モデル）
- 4 土地（事業用資産）を評価しよう  
（基準モデルと総務省方式改訂モデルの段階的評価）
- 5 建物、工作物等（事業用資産）を評価しよう  
（基準モデルと総務省方式改訂モデルの段階的評価）
- 6 インフラ資産の評価をしよう  
（基準モデルと総務省方式改訂モデルの段階的評価）
- 7 物品等の評価をしよう  
（基準モデルと総務省方式改訂モデルの段階的評価）
- 8 その他ソフトウェア、リース資産の評価について